

議会運営委員会

日 時 平成26年9月1日(月)午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成26年9月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 9月 1日(月) 告示第188号
- (2) 開 会 9月 8日(月)

2 議案の概要説明について

3 定例会日程 ……………【別紙 1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 8日(月)正午
一般質問順序・・・ 緑風 共産 清流 公明 創生 市民
- (2) 請願書提出期限 9月 8日(月)午後5時
- (3) 質疑通告期限 9月18日(木)一般質問終了時
- (4) 意見書等提出期限 10月 1日(水)正午
- (5) 討論通告期限 10月 2日(木)午後4時
市民憲章唱和 9月17日(水)午前9時50分
・唱和代表 西村議員

4 開会日(9月8日)議事日程

諸報告

- 第1 会議録署名議員指名(菱田議員、西村議員)
- 第2 会期決定(26日間)
- 第3 第1号議案から第51号議案まで(提案理由説明)

諸報告

- 予算継続費の精算報告(1件)
- 地方自治法第180条関係(1件)
- 監査結果報告(例月、定期)
- 理事者出席要求

5 一般質問通告について

メール送信

○日程

- ・ 1日の質問者数 7人
- ・ 質問者21人まで・・・3日間、22人又は23人・・・4日間

6 質疑について

【別紙 2】

7 陳情・要望について

3件（メールボックス配付済み）

- ・ 要請書（集团的自衛権行使容認の撤回等）
- ・ 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情書
- ・ 亀岡運動公園陸上競技場改修に関する要望書

8 その他

エコオフィス期間

写真撮影許可

議会運営委員会予定

9月16日（火）14:00～ 定数報酬、議会基本条例見直し

9月18日（木）一般質問終了後 議事運営、定数報酬

10月2日（木）13:30～ 議事運営

平成26年9月亀岡市議会定例会日程(案)

(会期 26日間)

月	日	曜日	行 事	備 考
9/	1	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
	2	火		
	3	水		
	4	木		
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月	【定例会開会】 <一般質問通告期限：12:00 請願書提出期限：17:00>	
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月	敬老の日	
	16	火		
	17	水	【一般質問】	一般質問順序 1 緑風 2 共産 3 清流 4 公明 5 創生 6 市民
	18	木	【一般質問】、議運(追加議案送付) <質疑通告：一般質問終了時>	
	19	金	【一般質問】	
	20	土		
	21	日		
	22	月	【一般質問】(追加議案提案)、3 常任委員会	
	23	火	秋分の日	
	24	水	決算特別委員会	
	25	木	決算特別委員会	
	26	金	決算特別委員会	
	27	土		
	28	日		
	29	月	決算特別委員会	
	30	火	決算特別委員会	
10/	1	水	(委員会予備日) <意見書提出期限：12:00>	
	2	木	議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
	3	金	決算分科会委員長会議、 3 常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議

一般質問日程は通告により3日間で終了する場合がある。その場合は9/19一般質問終了後追加議案提案、9/22の会議日程は3常任委員会のみ。

質疑について

質疑とは議題となっている事件に、賛否又は修正等の態度決定が可能となるよう不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すためのものである。

亀岡市議会会議規則

(質疑の回数)

第 56 条 質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。

ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

< 質疑回数に関する注意点 >

○回数制限を設ける趣旨は、特定のもののもつ疑義を際限もなく質問させることは、他の者の発言にも影響し、議事の円滑な進行の妨げになるばかりでなく、その必要もあまりないからである。

答弁漏れ、事件の性質上所定の回数では尽くせないという場合には、議長の許可を求め、さらに質疑する機会も与えられるが、厳格な運用が望まれる。

○委員会中心主義をとる議会では、委員会付託事件については本会議で重点又は概要の質疑に止める運用が適当である。

(以上 3 項目「地方議会運営事典」地方議会運営研究会編集より)

基本的な事項の質疑には一括方式 一つひとつの疑義を解明する質疑は一問一答方式が用いられている。このため は本会議、 は委員会で用いられる。(「議会運営の実際 2」 野村稔著より)

質疑回数制限に関する申合せ

- 発言通告をする（当初提案議案）質疑は一括質問方式で3回まで、
発言通告のない質疑は一問一答方式で1項目3回まで。
項目の制限はしていない。（H24.11.27申合せ）